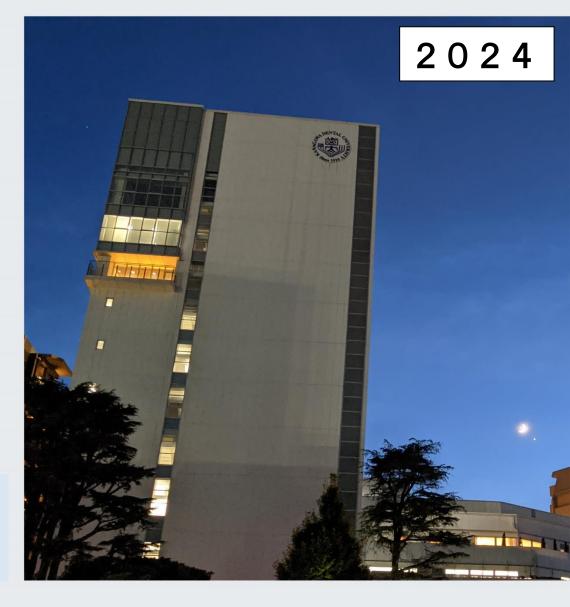
神奈川歯科大学履修ガイド

5年生版



附属病院 教学部・臨床実習管理室 教育企画部 2024.3.4.更新

2024 年度 授業方針

新型コロナウイルス感染症パンデミックの発生以来、高等教育の授業のあり方は大きく変化し続けていますが、5類の扱いへと移行したことにより一応落ち着く形となりました。内閣府、文部科学省等からも、授業等の特別対応について終了となる旨正式な通知があり、教育の機会を保障するために、本学においても 2023 年度から通常授業を実施しています。学校教育、特に医療系大学の教育においては、知識教育に増して態度・技能の教育が重要であることから、本学においても臨床実習期間をいかに有意義に過ごしていただくかを大変重視しています。

医療法、歯科医師法の改定により、公的化後の共用試験に合格した学生が、歯科医業に 従事できることが法的に明確化されました。この法改正により、学生は処方箋を発行する 以外の歯科医療行為を、法の裏付けのもと、業務として実施できることになります。一年 間の臨床実習期間を実りの多い学修期間としていただくようお願い致します。

毎日の診療室に於ける臨床実習は、歯科医師としての態度と技能を身に付ける上で欠かすことのできない貴重な機会です。そして患者さんは、学生の皆さんにそのような貴重な機会を授けてくれる大切な存在です。病院における一番の主役は患者さんであることを十分に認識し、常に感謝の心を持って実習に取組むことは、プロフェッショナリズム教育の根幹とも言えます。臨床実習終了時には、再度共用試験による評価を受けなければなりません。自分のケースはもちろん、それ以外のケースにおいても学べることは沢山あります。他人の治療を見学するような場合においても、治療の順番を考え、次に行う処置は何か、必要な道具として何を用意しなければならないか、などを先んじて考えながら見学するのと、ただ眺めながら時間が過ぎるのを待つだけの場合では、一年間が過ぎた時の成果に非常に大きな差が出ることは皆さんも想像できると思います。多くのケースを通じ、実りの多い学修をしていただけることを期待しています。

5年生は国家試験対策にも直結する重要な時期です。前述のような学修は、臨床実地問題を解くために必要不可欠です。また、臨床実習期間中においても、歯科医師になる上で必要な知識を習得するための講義の時間も設けられています。臨床実習期間を通じ、歯科医師となる上で必要な知識・技能・態度を総合的に学修し、最終学年の6年生により良い状態で移行できるよう、有意義な一年間としていただくようお願い致します。

神奈川歯科大学 学長 櫻井 孝

各種感染防止対策に関しては当該時期の行政の指針等に従って大学が決定します。

- 出欠の確認方法

実習日:病院通用口で学生証を用いて打刻し、各診療科の指定する集合場所に指定の時刻までに行き指導医のチェックを受ける。

講義日: MyiD で出欠をとる。

- 安否確認の観点から3日連続して出席の確認が取れない場合、教学部から「本人」へ 電話連絡をします。本人に確認が取れない場合は、「緊急連絡先」もしくは「第一保証 人」に電話連絡をします。
- ・KDU ポータルサイトには、適宜重要な連絡事項が掲載されますので、1日2回程度は確認してください。

建学の精神

全てのものに対する慈しみの心と 生命を大切にする「愛の精神」の実践

教育理念

歯科医師としての熟練と人間としての優しさを身につけるために、 学をまなび、技を習い、人を識る愛の教育

医療理念

生命に対する畏敬の念

教育目的

教育基本法の精神に基づき、高き人格と豊かな識見を養い、かつ歯科医学に関する高度の 学術理論及び技術を教授・研究し、有能な歯科医師を育成することを目的とする。

教育目標

- 1. 幅広い教養を身につけ、歯科医師としての豊かな人間性とコミュニケーション能力 を培う。
- 2. 科学的探究心を持ち、自ら問題を発見し、解決する能力を身につける。
- 3. 口腔領域の疾患を全身との関連で理解し、その予防、診断、治療に応用できる知識と技術を修得する。
- 4. 歯科医学の最新知識を生涯学び続ける能力を持った歯科医師を育成する。
- 5. 歯科保健医療を通じて、国民の健康増進、国際社会に貢献できる歯科医師を育成する。

大学の3つのポリシー(方針)

入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

- 1. 人の痛みや苦しみを理解できる豊かな人間性と思いやりのある人
- 2. 歯科医学・歯科医療に興味を持ち、それを十分に習得できる基礎学力のある人
- 3. 自ら新しい課題に意欲的に取り組み、真理追求に対し積極性のある人
- 4. 歯科医療を通して国民の健康維持・増進に貢献する意欲のある人

教育方針(カリキュラム・ポリシー)

知識、技能、態度を総合的に修得するため、教養系科目、基礎系科目、臨床系科目のすべてを「歯科咬合医療系」、「生命科学口腔病態系」、「社会と歯科医療系」および「神奈川歯科大学固有科目系」という4つのコースで体系的に編成し、それぞれ講義・演習・実習等を適切に組合せた授業を開講する。

知識: 教養および基礎医学知識から専門知識まで、全学年を通し累進的なカリキュラムを 編成し、主体的学修が身につくカリキュラムを編成する。

技能: コミュニケーション能力および医療技術の教育を段階的に編成し、歯科医師に必要な総合的技能を体得できるカリキュラムを編成する。

態度:倫理教育およびプロフェッショナリズム教育を累進的に編成し、患者さんと誠実に向き合う医療を実践するためのカリキュラムを編成する。

卒業認定の方針 (ディプロマ・ポリシー)

- 1. 社会人としての必要な知識、教養、誠実さを備え、多様化する時代に対応できる能力を有する。
 - ① 幅広い知識と教養を得るための主体的学修を行う能力を有する。(知識)
 - ② 人間関係を円滑に行うためのコミュニケーション能力を有する。(技能)
 - ③ 社会人としての倫理観と誠実さを有する。(態度)
- 2. 医療人としての(生命に対する畏敬の念を旨とし、)豊かな愛の精神を備え、問題発見と解決能力を有する。
 - ① 基礎医学と隣接医学に関する歯科医師として必要な知識を有する。(知識)
 - ② 患者や医療スタッフと良好な情報共有を図るために必要なコミュニケーション能力を有する。(技能)
 - ③ 情報収集・分析力をもって医療に対する社会的ニーズを把握しようとする姿勢と他者(患者やスタッフ)を敬愛する態度を有する。(態度)
- 3. 歯科医師として必要な臨床歯学を体系的に理解し、高度な専門的学識を展開できる能力を有する。
 - ① 歯科保健医療に必要な専門的知識を有する。(知識)
 - ② 科学的根拠に基づいた歯科保健医療に必要な技術を有する。(技能)
 - ③ 状況に応じて適切な対応が図れるプロフェッショナル意識を有する。(態度)

ディプロマポリシー到達目標

	1年次到達目標	2年次到達目標	3年次到達目標	4年次到達目標	5年次到達目標	6 年次到達目標
知識領域	得すべき文理科目 の知識が確実に身 についている。 一般教養・異文化	身についている。 基礎医学を学修す るために必要な科 目の知識が身につ	事するために必要 な一部の基礎医学 的知識が身につい ている。	事するために必要 な基礎医学・隣接 医学的知識が身に ついている。 歯科医学の基本的	歯科保健医療に従事するために必要な歯科医学の基本的知識に加え、専門的知識が身についている。	事するために必要 な専門的知識を臨 床的に展開できる
技能領域	身近な人間関係を 円滑に構築するた		るにあたり必要な 一部の技能が身に	いる。 患者や医療スタッ フと情報共有でき		
態度領域		社会人としての倫理観と誠実さが身についている。		医療に対する社会的に対する社長がようとするでいている。他者を敬いている。態度が身についている。		専門職として状況 に応じた適切な対 応を図るかのプロフェッショナル 意識が身についている。

カリキュラムポリシー概要

	1年次カリキュラム	2年次カリキュラム	3年次カリキュラム	4年次カリキュラム	5年次カリキュラム	6年次カリキュラム
	歯学教育を円滑に	社会人としての教	歯科保健医療に従	基本的・専門的な	歯科保健医療に従	歯科保健医療に従
	進める上で必要な		事するために必要	I		事するために必要
		けるための文理科			な基礎医学・歯科	'-' ' '''
	を編成する。	目を編成する。	を編成する。	歯科保健医療を円		医学系科目で学ん
知識領域	国際的視野を広げ			滑に行うための隣	する。	だ知識を、臨床的
	るための語学や異	きっかけとなるべ	系科目を編成する。			に応用・展開する
	文化を学ぶための			する。		ための知識を修得
	編制を設定する。	生化学系科目を編				するための科目を
		成する。				編成する。
	基本的なコミュニ					
	ケーション能力を				777 - 74 - 7 - 7	
	身に付けるために					
	必要な科目を編成	· ·	ి సి.	編成する。	準Ⅰレベル)を学	
技能領域	する。		医療コミュニケー		13 / 2 / 3 / 1 / 1	
		に必要な能力を身			を編成する。	
			修するための科目			
		目を編成する。	を編成する。	修するための科目		
				を編成する		
	社会人として必要				13.4 . —	
	な倫理観を身に付	な倫理観を身に付	的ニーズを把握す			ロフェッショナル
	けるために必要な	., . ,	- 11477 - 17 17 17		態度を修得するた	意識を修得するた
	科目を編成する。	科目を編成する。	るための科目を編		めの科目を編成す	めの科目を編成す
態度領域			成する。	成する。	る。	ి సి.
			医療倫理感を身に			
			付けるための科目			
			を編成する。	┃を編成する。		

到達度評価指標

	1年次評価項目	2年次評価項目	3年次評価項目	4年次評価項目	5年次評価項目	6年次評価項目
知識領域	・該当科目GP ・総合試験 I ・日本語能力試験(留学生)	· 該当科目GP · 総合試験Ⅱ	・該当科目(P ・総合試験Ⅲ	・該当科目GP ・共用試験CBT	· 各科目知識評価 · 臨床感学試験	· 認定試験 - 最終試験 - 外部模擬試験
技能領域	·該当科目GP	· 該当科目GP	・該当科目の	· 該当科目GP · 共用試験GSCE	- 各科目技能評価 - Post-CCPX(CSX,CPX)	
態度領域	· 該当科目GP	· 該当科目GP	・該当科目の	· 該当科目GP · 共用試験OSCE	· 各科目態度評価 · Post-CCPX(CPX)	- 態度評価

5年生 進級判定基準

以下に示す条件をすべて満たした場合に進級とする。

- 「臨床実習」は通年科目とし、進級判定基準は態度・知識・技能の3領域評価の全てで合格基準を上回り、かつPost-CCPXに合格することである。3領域並びにPost-CCPXの1つでも合格基準を満たさなかった場合は不合格とし、次年度に臨床実習を再履修しなければならない。

· 態度評価

- 1. 診療態度評価:診療(自験、介助、見学、演習)時の礼儀・服装・接遇等に関する基本的姿勢を評価シートによって実習日ごとに評価し、実習期間終了時に集計したものを診療態度評価とする。各診療科における診療態度評価が 70.0%以上であること。
- 2. 学修態度評価:診療以外の学修課題(製作物やレポート、ロ頭試問、施設見学等) に臨む態度(提出期限の遵守、出席状況、履行状況など)を評価し、実習期間終了 時に集計したものを学修態度評価とする。各診療科における学修態度評価が 70.0% 以上であること。
- 3. 診療参加型臨床実習の全日程に出席していること。あるいは補完を全て完了していること。臨床座学に関しては、正当な理由のない欠席が 15 コマ未満であること。

- 知識評価

- 1. 臨床座学試験の第1~4回の平均が70.0%以上であること。
- 2. 各診療科における知識評価(レポート、口頭試問など)が 70.0%以上であること。

• 技能評価

- 1. ミニマムリクワイヤメントおよび臨床実地試験受験要件がすべて修了していること。
- 2. 上記以外の技能評価 (シミュレーション試験など) が各診療科で 70.0 %以上であること。
- 3. 臨床実習における技能を観察記録(評価シート)によって実習日ごとに評価し、 実習期間終了時に集計したものを技能評価とする。各診療科における技能評価が 70.0 %以上であること。

<一般的事項>

1. 診療参加型実習

臨床実習は、学生が指導者の下で歯科医師としてのプロフェッショナリズムや知識・技能・態度の基本的な事項を学ぶことを目的としている。とりわけ診療参加型臨床実習の実施にあたっては、その趣旨が、単なる知識・技能・態度の修得にとどまらず、実際の患者を相手にした診療経験を通じて、医療現場に立った時に必要とされる診断及び治療などに関する思考法・対応力・実践的な技能や臨床を通じた研究意欲などを養うことである。実習時間は原則実習日の 9 時から 17 時までとする。なお、臨床座学・解剖の授業時間(1 コマ 90 分)は以下の通りとする。

1 時限目 9:00~10:30 3 時限目 13:00~14:30 2 時限目 10:30~12:00 4 時限目 14:30~16:00

2. 共用試験歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験(Post-CC PX)

Post-CC PX は基本的臨床技能の内容を中心に構成される課題に対して、主に態度領域の評価を目的とする臨床実地試験(CPX)、また複数疾患を再現した統合型共通模型を用いて技能領域を評価する一斉技能試験(CSX)によって構成されている。

3. 一斉技能試験 (CSX)

学生が診療参加型臨床実習によって身につけた治療技術を、複数の疾患(高頻度歯科治療)を再現した統合型共通模型を用いて評価する。

4. 臨床実地試験 (CPX)

診療参加型臨床実習の現場で学生のパフォーマンスを評価する。主に態度を中心に評価する試験であり、5 領域 (医療面接、口腔外科系、保存系、補綴・リハビリ系、予防・指導系) で行う。

5. 臨床座学試験

臨床座学・解剖(原則毎週木曜日)の評価を年4回にわけて行う試験である。

6. 臨床座学試験の追・再試験

臨床座学試験の追・再試験は行わない。

7. 成績不良が続いた場合の対応

- ① 成績不良の場合、担任(主任)による本人に対する指導を行う。
- ② ①で改善がみられない場合は、学年主任による本人に対する指導を行う。
- ③ 成績不良の内容に応じて、本人に対する教学部長および学長による指導(指導記録)及び三者 面談(本人・保護者・学校)を行う。
- ④ ③の指導後も改善が認められない場合(特別な理由がある場合は除く)は、教育上必要な退学 勧告を行うことがある。
- ⑤ 年度を越えて連続して成績不良が続いた場合も同様に退学勧告を行うことがある。

なお、退学勧告を受けて退学した者は、自主退学者の扱いとなる。

⑥ 指導内容(指導記録)については、第一保証人(保護者)に送付する場合がある。

8. 留年または休学した場合、前年度の単位

留年または休学した場合は、前年度の単位はすべて無効になる。

く遅刻・欠席と補完>

9. 遅刻

遅刻の扱いはなく、遅刻した場合は欠席したものとみなす。実習日は半日、講義日は1コマ欠席したことになる。

10. 授業の欠席

やむを得ず実習や演習、講義を欠席した場合は、以下の手順に従って連絡・手続きすること。

10-1. 欠席の連絡について (実習・演習)

- (1) 8 時 30 分までに学年メール (stu5@kdu. ac. jp) に連絡をする。
- (2) 各診療科への伝達事項がある場合は、8 時半から 9 時の間に必ず臨床実習管理室(046-822-9352) へ電話連絡する。
- (3) 学外研修・横浜クリニックは施設の指示に従うこと。

10-2. 欠席の連絡について (講義)

授業開始前までに学年メール (stu5@kdu. ac. jp) に連絡をする。

10-3. 欠席届の提出について

登校再開した日を含めて 5 日以内に臨床実習管理室へ欠席届を提出する。正当な欠席理由がある場合は欠席理由を証明するものを臨床実習管理室に提出する。

試験規定に準じ、正当な欠席理由を以下に示す。

- (1) 「学校において予防すべき感染症」(学校保健安全法施行規則第 18 条)による欠席(診断書など証明する書類が必要)
- (2) 忌引きによる欠席(会葬礼状など証明する書類が必要)
- (3) 公共交通機関の遅れによる欠席(事故又は延着の証明書が必要)
- (4) その他特別な事情による欠席で教学部部長が認めた場合

10-4. 多欠席について

- ① 正当な理由のない欠席が3日以上続いた場合、担任による本人に対する指導を行う。
- ② ①で改善がみられない場合は、学年主任や臨床実習連絡委員会委員長による本人に対する指導を行う。
- ③ 内容に応じて、本人に対する教学部部長および学長もしくは病院長による指導(指導記録) 及び三者面談(本人・保護者・学校)を行う。

- ④ 指導内容(指導記録)については、第一保証人(保護者)に送付する場合がある。
- ※正当な理由のない欠席が3日以上で、欠席届の内容に正当性の疑義がある場合、臨床系教授連絡会等に諮り、その扱いを決定する。

11. 補完について

正当な理由の有無を問わず、欠席や遅刻をした場合は補完を行わなければならない。

11-1. 補完について (実習・演習)

登校再開した日を含めて 5 日以内に、該当診療科の指導医に補完日程、内容について指示を受け、 その日程を臨床実習管理室に報告する。

- ※正当な理由のない欠席の場合は当該補完日の該当診療科の評価シート(態度評価)の得点を90% に減点する。
- ※補完指示書は発行されない。補完日当日に実習評価シートの「補講」にマークをし、指導医へ 提出する。

11-2. 補完について(座学)

登校再開した日を含めて 5 日以内に、欠席届(正当な欠席理由がある場合は理由の分かる証明書等を添付)を提出し、オンデマンド配信を受講すること(正当な理由がない場合もオンデマンド配信を受講すること)。視聴後 24 時間以内に視聴が終了した旨を stu5@kdu. ac. jp までメール連絡すること。

実習・演習を欠席する場合

学生

- ①当日8時半までに 学年メールに連絡 stu5@kdu.ac.jp
- ①各診療科へ伝達事項がある場合 8時半から9時の間に 臨床実習管理室へ 電話連絡する。 046-822-9352

③再登校後、速やかに 当該診療科担当者に連絡して、 補完の予約をとる。

⑤再登校から5日以内に、 臨床実習管理室へ 欠席届を提出 ※正当な欠席理由がある場合は 理由を証明するものも提出

⑤再登校から**5日以内**に、 臨床実習管理室へ 補完予定日を連絡

⑥指示された日に補完を行う

臨床実習管理室

②担当診療科へ 連絡

担当診療科指導医

④学生へ補完を指示

⑥補完を行う。

講義(座学)を欠席する場合

学生

- ①**授業開始時刻まで**に、 学年メールへ連絡 stu5@kdu.ac.jp
- ③配信開始後、すみやかに オンデマンド講義を受講
- ④受講後**24時間以内**に、 学年メールへ連絡
- ⑥再登校から**5日以内**に、 臨床実習管理室へ 欠席届を提出
- ※正当な欠席理由がある場合は 欠席理由を証明するものも提出

教学部·臨床実習管理室

②メール返信にて、学生へ オンデマンド受講を指示

12. 臨床座学試験の欠席

追試験がないため、正当な理由で欠席した試験については、学修状況を鑑みた上で、他の回の試験の得点率をもとに、上限を100点満点における90点(試験規程第9条に基づく)として充てることとする。

但し、欠席した試験は、登校再開した日を含めて 5 日以内に問題を受け取り解答し、可及的速やかに解答用紙を提出することを条件とする(その得点は参考であり、評価には用いない)。

なお、複数回欠席した場合は、同様に各回の得点を算出するが、その回数及び学修状況によっては、 臨床実習の合格を認めない。

欠席回の得点の算出方法

欠席回の問題数(採点除外等の取扱い後)に、欠席回を除く①~④の平均得点率(%;小数点第2位を四捨五入)を乗じた点数に、0.9を乗じて、欠席回の得点(点;小数点第1位を四捨五入)とする。その得点を用いた①~④の得点率に基づき、評価する。

例) 第3回を欠席した場合(問題数も含めて例示である)

	1	2	3	4	
問題数	106	108	108	108	
得点	76	78		86	
得点率	71. 7	72. 2		79. 6	

③ = 108 × 74.5% (①・②・④の平均得点率) × 0.9 = 72点 この72点を用いた①~④の得点率に基づき、評価する。

※各回の半日を欠席した場合、受験した半日分の点数は採用し、欠席した半日分のみに上記の算出 方法を用いる。

13. 交通機関の運休による欠席および遅延による遅刻

交通機関の不通など、交通手段が確保できない場合は、正当な理由のある欠席と認める。出席できなかった日程の補完を修了すること。登校開始後その日を含めて5日以内に欠席届と遅延証明書を 臨床実習管理室に提出する。

交通遅延の場合、午前 9 時の時点で鉄道各社の運行ホームページに掲載された遅延を対象とする。 同ホームページから遅延証明書を印刷し臨床実習管理室へ提出すること。駅で配布する証明書は認 めない。

14. 学校保健安全法施行規則に定める感染症による病欠の扱い

学校感染症による欠席が証明できる書類(領収書、診療報酬明細書、感染症罹患証明書など)の提出により病欠と認めます。「学校感染症の種類と登校停止期間の基準」、「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表は、章末に別表で示してあります。

※新型コロナウイルス感染症に関しては当該時期の行政の指針等に従って大学が決定します。

15. 出席不正

講義、実習、演習において、長時間の途中退席いわゆる「ピー逃げ」、他人の ID を用いた代返や代 筆、教室外からのアクセスなど、正規の出席方法以外は出席不正とみなす。

16. 病気療養等による長期欠席の場合

持病や入院等の予定がある者は、事前に教学部・臨床実習管理室に相談すること。 ただし、欠席する期間によっては、履修が不可能な場合がある。

くその他>

17. 患者情報の取扱い

「歯科医師法」第十七条の三において、臨床実習生についても「正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により歯科医業をする者でなくなった後においても、同様とする。」と規定されている。臨床実習生を含め、患者情報を取り扱う全ての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならない。

患者情報の漏洩が確認された場合、臨床系教授連絡会に諮り、関係した実習生は「臨床実習」を不 合格とする。

18. 携帯電話 (スマホ)、通信端末 (タブレット・PC等) の院内での取り扱い

携帯電話(スマホ)は非常時や大規模災害時のために所持は認めるが、非常時以外の実習時間内の 使用は認めない。通信端末(タブレット・PC)は、学修目的の使用のみを許可する。

19. 授業内容を撮影、録画、録音の禁止

すべての科目について、担当教員に許可なく無断で授業内容(試験等を含む)を撮影する、録画する、録音する等の行為は一切認めていない。このような行為は、著作権の侵害に該当する場合もあり、懲戒処分の対象となる。

20. 災害時の対応

災害や停電等で授業の実施が困難な場合は、KDU ポータルやオンライン講義用 LMS に案内を掲示するので、確認すること。

21. 試験における遵守事項

- (1) 当該年度の学生証を所持しない者の受験は認めない。ただし、所定の手続きにより仮学生証を交付された者はこの限りではない。
- (2) 受験者は指定された場所に着席し受験すること。
- (3) 下敷きの使用、消しゴム、筆記用具等の貸借は原則として認めない。
- (4) 試験開始前には、カバン類、ノート、筆箱、参考書、メモ等は指定場所(教室内前方または後方)

に移動し、携帯電話等の電源を切ること。違反した場合は不正行為とみなす。

- (5) 試験開始後20分を経過した場合は、試験場に入場することはできない。また、試験場に入室した者は、試験開始後25分を経過するまで退出することはできない。
- (6) その他、試験会場においては監督者の指示に従うこと。指示に従わない場合は不正行為とみなす。

22. 試験における不正行為

不正行為については、神奈川歯科大学試験規程に準じ、当該試験が無効となる。また、年度内の以降の臨床座学試験の受験資格がなくなるため進級が出来ない。なお、処分内容については学則第45条に基づき学内に掲示するとともに、第一保証人宛に通知する。

学校保健安全法施行規則第 18 条に定める感染症の種類 学校感染症の種類と登校停止期間の基準

分類	病名	出席停止期間
	エボラ出血熱、クリミア・コ	治癒するまで
	ンゴ出血熱、南米出血熱、痘	
	瘡、ペスト、マールブルグ熱、	
佐 1 任	ラッサ熱、急性灰色髄炎(ポ	
第1種	リオ)、ジフテリア、SARS、	
	MARS、特定鳥インフルエン	
	ザ、新型インフルエンザ等感	
	染症、指定感染症、新感染症	
	インフルエンザ(特定鳥イン	発症した後、発熱の翌日を1日目として5日を経過し、
	フルエンザをのぞく)	かつ、解熱した後2日を経過するまで
	 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快したあと1
	7712 7 7 7 1 7 7 1 7 7 1 7 7 1 7 7 1 7 7 1 7 7 1 7	日を経過するまで
	 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法
		による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
第2種	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経
214 = 122	(おたふくかぜ・ムンプス)	過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三目はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで
	 結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれが
		ないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれが
	. =	ないと認められるまで
	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれが
	細菌性赤痢	ないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	(0-157など)	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
第3種	急性出血性結膜炎	
	<その他感染症>以下のもの	症状により学校医その他の医師において感染のおそれが
	• 溶連菌感染症	ないと認められるまで
	・手足口病	
	・伝染性紅斑(リンゴ病)	
	・ヘルパンギーナ	
	・マイコプラズマ感染症	
	・流行性嘔吐下痢症	
L		

※体調不良、発熱などある場合、まずは、無理をして登校せず、医療機関を受診しましょう。 自身の身体のこともさることながら、周囲の人への感染など迷惑行為を行わないようにしましょう。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表									
インフルエンザ	発症日								
出席停止期間 目安表	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)
発症後1日目で解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能		
			出席	停止					
発症後2日目で解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能		
		出席停止							
発症後3日目で解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
	出席停止								
発症後4日目で解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
	出席停止								
発症後5日目で解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
	出席停止								
※解熱とは37.5度以下をいう。									

オンライン講義の受講方法

- ① 「KDUポータル」にログイン https://portal.kdu.ac.jp/
- トップページ上部にある 「オンライン講義」をクリック
- ③ 「神奈川歯科大学オンライン講義用LMS」にサインイン
- ④ 左側メニューの「Info」をクリック
- ⑤ 自分の学年の「*年 Info」をクリック
- ⑥ 「ライブ配信」のアイコンをクリック
- ⑦ 「ミーティングに参加」をクリック
- 氏名欄に「(学年-出席番号) 苗字 名前」を、メールアドレス欄に「学籍番号@kdu.ac.jp」を入力し「OK」をクリック
- Zoomピデオウェピナーの画面が表示される
- ・時膜ごとに⑥~⑥を繰り返してください。
- ・オンライン講義用LMSの詳細は、ポータルサイト上のマニュアルを参照してください。

神奈川歯科大学歯学部の学生の皆さんへ: 生成 AI の授業における利用について Ver. 1.0

2023 年 9 月 5 日 学長 櫻井孝

生成 AI を含む AI の利活用は、利便性や生産性の向上、さらには人間の様々な能力をさらに発揮することを可能とするなど、経済社会を前向きに変えるポテンシャルがあります。一方で、AI の信頼性や誤用・悪用などの懸念やリスクも指摘されており、論点整理では、しっかりと懸念やリスクへの対応とバランスを取りながら進めていく必要があるとされています。

神奈川歯科大学歯学部の方針として、生成 AI の利用について、下記のように暫定的に方針を定めましたので、適切な活用を心掛けてください。

- 1. 「本学の対応」神奈川歯科大学歯学部では、生成 AI の利用を一律に禁止はいたしません。今後、その活用に関して留意事項を発信していきます。
- 2. 「授業での利用」生成 AI に関しては、その特徴として生成されたものの内容の真偽について一切保証されません。従って適切に活用していく上では、情報の真偽を確かめること(いわゆるファクトチェック)が必要となります。また、学修において生成 AI による文章をそのまま利用すると思考過程の訓練の機会が失われ、長期的には当人の能力向上が損なわれます。授業での生成 AI の利用の可否および利用条件、利用結果の評価については科目担当責任者が慎重に判断いたします。
- 3. 「不正行為」レポート等に関しては、引用した文献を明記し自分なりの考察を記載することが求められます。授業課題を提出する際に、生成系 AI ツールが生成した文章等をそのまま自分の文章として用いることは認められません。
- 4. 「法的リスク」AI ツールの生成物には著作権等の問題が生じる可能性があります。従って、そのまま利用することは法的なリスクを伴う可能性があるため注意してください。また、生成 AI 用いた場合にはどのツールを用いたか記載が求められる可能性があります。
- 5. 「情報漏洩」生成 AI に入力した情報は、その AI 学習に用いられる可能性があります。従って、機密情報や個人情報等を入力してしまうと、情報漏洩の恐れがあるため絶対に入力してはいけません。
- 6. 「その他」生成 AI についての留意事項は、状況に応じて今後アップデートを行う予定です。